

土砂災害に備えて

万が一のときのために
対策を知っておきましょう。

近 年、集中豪雨や台風に伴う大雨により、多くの地域で土砂災害が発生しています。町内でも、この土砂災害の恐れがある区域として、193カ所が土砂災害警戒区域に、168カ所が土砂災害特別警戒区域に、県から指定を受けています（平成29年4月現在）。

土砂災害とは、がけ崩れ、土石流、地すべりのことをいい、勾配の急な山やがけ、河川のある地域に発生します。土砂災害のほとんどは、長雨や地震に起因し、突然発生します。このため、災害が発生する恐れのある区域をあらかじめ把握し、大雨などの際には早めの避難を心掛けてください。

土砂災害から身を守るために知っておきたい 

3つのポイント

①自宅周辺の危険箇所を確認

町で配布したハザードマップ等で、自宅周辺の土砂災害の恐れがある危険箇所を確認しましょう。県では、順次、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。最新の情報については、県のホームページをご確認ください。

②雨が降り始めたら情報を確認

テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁のホームページ）やテレビのデータ放送等で気象情報を確認してください。積極的に気象情報や災害情報を集めるよう努めてください。

③豪雨になる前に早めの避難

危険を感じたら、まずは早めに自主的な避難をしてください。外への避難が危ないときは、がけと反対側の自宅の上層階へ移動し、救助を待ってください。また、状況把握のために正確な情報を入手し、町からの避難勧告等（※1）が出た場合は情報を従って避難してください。

（※1）避難情報の名称の変更

国では、平成28年の台風での被害を受けて、避難情報の名称を次のように変更しました。
今後は、町でも変更後の名称で発令しますので、取るべき行動について、再度の確認をお願いします。

<変更前>

| |
|--------|
| 避難指示 |
| 避難勧告 |
| 避難準備情報 |

<変更後>

| |
|---------------|
| 避難指示（緊急） |
| 避難勧告 |
| 避難準備・高齢者等避難開始 |

発令の流れ

高齢者等準備避難開始

- 避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合
 - 避難に時間要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。
 - その他の人は、避難の準備を整えましょう。

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

- 速やかに避難場所へ避難をしましょう。
- 外出することでかえって命に危険が及ぶ状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

避難指示（緊急）

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

- まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。
- 外出することでかえって命に危険が及ぶ状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内より安全な場所に避難をしましょう。

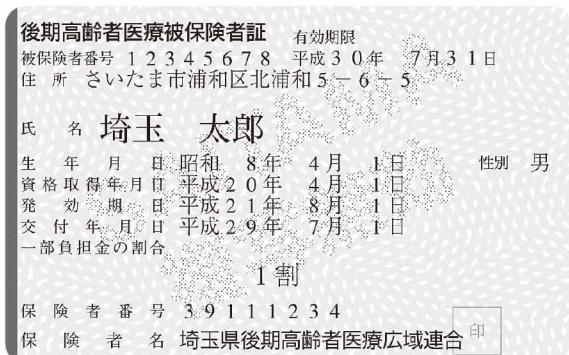
■問い合わせ
自治防災課（☎581-2121内線371）

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

■問い合わせ
町民課（☎581-2121内線111）

8月1日から
被保険者証が新しくなります。

新しい後期高齢者医療被保険者証（被保険者証）を、7月中に簡易書留で送付します。8月1日以降に医療機関等を受診する際は、新しい被保険者証を使用してください。なお、現在お使いの古い被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、町民課へ返却するか、ご自身で確実に処分してください。



新しい被保険者証は、左端の線が紺色です。

新しい被保険者証が届いたら
記載内容をご確認ください。

住所、氏名、生年月日、一部負担金割合などを必ず確認してください。一部負担金割合は、前年中の所得によって1割、または3割となります。

なお、3割負担に該当する方のうち、収入が一定未満の方は、申請して認められると1割負担になります。対象の方には別途案内を送付しますので、ご確認のうえ、申請してください。

保険料の納め方は
「特別徴収」と「普通徴収」があります。

保険料額を記載した納入通知書、または決定通知書を7月中旬に送付します。保険料の納め方は、原則として特別徴収となります。

特別徴収（年金からの天引き）

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収となります。ただし、介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が、年金額の2分の1を超える場合等は、普通徴収となります。

年6回の年金支給時に、受給額から保険料が天引きされます。

普通徴収（納入書納付または口座振替）

年金が年額18万円未満の方や、今年の4月に75歳の誕生日を迎えた方等は、普通徴収となります。納入書が送付されますので、納期限までに金融機関等で納付してください。口座振替を希望する方は、金融機関の窓口で手続きをしてください。

なお、10月から特別徴収に切り替わる場合があります。通知書の保険料額をご確認いただき、10月から特別徴収の欄に記載がある方が該当します。

※納め方を変更したい場合は、町民課へお問い合わせください。

平成29年度は
保険料の軽減措置が変わります。

一定の所得以下の方の所得割額や、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減が、次のとおり変更となります。

所得割額の軽減

■対象

「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方

| 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|
| 5割軽減 | 2割軽減 |

均等割額の軽減

■対象

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方

| 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|
| 9割軽減 | 7割軽減 |

※所得割額は、引き続きかかりません。

※世帯の所得状況により、9割軽減、または8.5割軽減に該当する方は、その軽減割合が適用されます。